

地方自治法等の一部を改正する法律案関係資料

地方自治法等の一部を改正する法律案要綱

地方自治法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方自治法の一部改正に関する事項

一 都と特別区との役割分担の原則に関する事項

1 都と特別区の役割分担の原則に関する次の規定を設けること。（地方自治法第二百八十二条の二関係）

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第六項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、第二条第四項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとすること。（地方自治法第二百八十二条の二第一項関係）

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第四項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとすること。（地方自治法第二百八十二条の二第一項関係）

二 特別区の廃置分合又は境界変更に関する事項

- 1 特別区の廃置分合又は境界変更については、第七条の規定は適用しないものとすること。（地方自治法第二百八十二条の三関係）
- 2 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。（地方自治法第二百八十二条の四第一項関係）
- 3 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更は、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、自治大臣がこれを定めるものとすること。（地方自治法第二百八十二条の四第三項関係）
- 4 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。（地方自治法第二百八十二条の四第八項関係）
- 5 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないものは、

関係特別区及び関係市町村の申請に基き、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨

を自治大臣に届け出なければならないものとすること。（地方自治法第二百八十二条の四第十項関係）

6 その他特別区の廃置分合又は境界変更の手続を定めること。（地方自治法第二百八十二条の四第二項、第四項から第七項まで、第九項及び第十一項関係）

7 特別区についての第九条第七項及び第九条の三の規定の適用について必要な読替えを定めること。

（地方自治法第二百八十二条の五関係）

三 特別区における事務の処理に関する事項

1 都知事は、その権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に関するものについては、都の規則により、これを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする規定を削除すること。

（地方自治法旧第二百八十二条の三第三項関係）

2 特別区の区長又は委員会若しくは委員が国又は都の機関として処理する事務については、特別区の区長又は委員会若しくは委員は、都知事又は都の委員会若しくは委員の指揮監督を受けるものとする規定を削除すること。（地方自治法旧第二百八十二条の三第五項関係）

3

都は、条例で特別区の事務について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができるものとする規定を削除すること。（地方自治法旧第二百八十二条第一項関係）

四 特別区財政調整交付金に関する事項

1 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとすること。（地方自治法第二百八十二条第一項関係）

2 特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付するものをいうものとする規定を設けること。（地方自治法第二百八十二条第一項関係）

五 複合的一部事務組合制度の特別区への適用に関する事項

第二百八十五条の一部事務組合の規定を特別区についても適用するものとするよう改めること。（地方自治法第二百八十五条関係）

第二 関係法律の整備に関する事項

一 地方財政法の一部改正に関する事項

1 年度間の財源調整のために積み立て等を要する一般財源の範囲に特別区財政調整交付金を加えるものとすること。 (地方財政法第四条の三第一項関係)

2 特別区が地方債をもつて第五条第一項第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならないものとすること。 (地方財政法第五条第二項関係)

二 地方税法の一部改正に関する事項

1 都は、ゴルフ場所在の特別区に対して、当該特別区に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額を交付するものとすること。 (地方税法第一百三条関係)

2 鉱泉浴場所在の特別区は、入湯税を課するものとすること。 (地方税法第七百三十五条及び第七百

三十六条第二項関係)

3

地方税法第五条第三項の規定によつて特別区が課することができる普通税の新設及び変更について
都の同意を得なければならないものとする規定を削除すること。（地方税法旧第七百三十六条第四項
関係）

4 特別区たばこ税の賦課徴収は、都が都たばこ税の賦課徴収の例により、都たばこ税の賦課徴収と併せて行うものとする規定を削除すること。（地方税法旧第七百三十六条第五項関係）

三 国民健康保険法の一部改正に関する事項

四 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項

市町村の合併の特例に関する法律中市に関する規定（第十一條の規定を除く。）は、特別区に適用するものとすること。（市町村の合併の特例に関する法律第十七条関係）

五 航空機燃料譲与税法の一部改正に関する事項

空港関係市町村に譲与すべき航空機燃料譲与税を特別区に対して譲与するものとすること。（航空機燃料譲与税法第一条第二項関係）

六 都から特別区への事務の委譲に関する関係法律の一部改正に関する事項

都から特別区への事務の委譲に関し、次に掲げる関係法律について所要の改正を行うこと。

1 一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

地方自治法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十一号）

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

浄化槽法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

2 教育委員会の処理する事務関係

教育公務員特例法

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

3 保健所設置市に係る事務関係

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律

4 その他

温泉法

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

都市計画法

第三 その他の事項

法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加えるものとすること。（別表関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。ただし、地方自治法別表の改正規定（この法律による関係法律の改正に伴う改正規定を除く。）は、公布の日から施行すること。（改正法附則第一条 関係）

二 この法律の施行に伴い必要な経過規定を定めるものとすること。（改正法附則第二条から第九条まで 関係）

三 その他関係規定の整備を図るものとすること。

地方自治法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方自治法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

改

正

案

現

行

（特別区）

第二百八十二条 都の区は、これを特別区という。

2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理するものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

3 第二条第五項及び第十項の規定は、特別区について準用する。

（都と特別区との役割分担の原則）

第二百八十三条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第六項において都道府県が処理するものとされる事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務の

第二百八十二条 都の区は、これを特別区という。

② 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理するものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

③ 第二条第五項及び第十項の規定は特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に準用する。

ほか、同条第四項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2) 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第四項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3) 都及び特別区は、その事務を処理するに当たつては相互に競合しないようにしなければならない。

(特別区の廃置分合又は境界変更)

第二百八十五条の三 第七条の規定は、特別区については、適用しない。

第二百八十五条の四 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこ

れを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければ
ならない。

2| 前項の規定により特別区の廃置分合をしようとする
ときは、都知事は、あらかじめ自治大臣に協議しなけ
れはならない。

3| 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更は、
関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に
基づき、自治大臣がこれを定める。

4| 第一項の場合において財産処分を必要とするときは
関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要と
するときは関係特別区及び関係市町村が協議してこれ
を定める。

5| 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については
関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の議会
の議決を経なければならない。

6| 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三
項の規定による処分をしたときは、自治大臣は、直ち
にその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機
関の長に通知しなければならない。

7| 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定

による告示によりその効力を生ずる。

8. 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の

設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

9. 第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の設置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廃置分合」とあるのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第八項の申請」と、「関係特別区及び関係のある普通地方公共団体」とあるのは「当該市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第八項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「次項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

10. 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないものは、関係特

別区及び関係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

11)

第二項及び第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区」とあるのは「関係特別区」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第十項の申請又は第十一項において準用する前項の協議」と、「関係のある普通地方公共団体」とあるのは「関係市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第十項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

」の法律に規定するものを除くほか、第一項、第三項、第八項及び第十項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百八十五条 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条の三第一項、第二項及び第六項並びに第九十二条第四項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第六項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第三項」と、同条第六項中「第七条第六項及び第七項」とあるのは「第二百八十二条の四第六項及び第七項」と、第九十二条第四項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」とする。

(特別区の議会の議員の定数)

第二百八十二条の六

(略)

第二百八十二条の二

(略)

(特別区における事務の管理及び執行)

第二百八十二条の七

特別区の区長は、当該特別区の事務並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務のほか、法律又はこれに基づく政令により市長の権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。ただし、政令で特別の定めをするものは、この限りでない。

(略)

第一項の規定は、特別区の委員会又は委員について準用する。

(略)

のは、この限りでない。

-7-

(略)

都知事は、その権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に関するものについては、都の規則により、これを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする。

第一項の規定は特別区の委員会又は委員に、前項の規定は都の委員会又は委員の権限に属する事務の特別区の委員会又は委員への委任にこれを準用する。

特別区の区長又は委員会若しくは委員が國又は都の

機関として処理する事務については、特別区の区長又は委員会若しくは委員は、都知事又は都の委員会若しくは委員の指揮監督を受ける。

(都と特別区及び特別区相互の間の調整)

第二百八十二条の八 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

(特別区財政調整交付金)

第二百八十二条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとし

第二百八十二条 都は、条例で特別区の事務について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができる。

② 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、第二百八十二条第二項の規定により特別区に属する事務並びに前条第一項及び第三項

くその行うべき事務を遂行することができるよう、に都が交付する交付金をいう。

3

都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について自治大臣に報告しなければならない。

4

自治大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

③ 都は、前項の条例に基づいて必要な措置を講じたときは、政令の定めるところにより、当該措置を自治大臣に報告しなければならない。

④ 自治大臣は、必要があると認めるときは、第二項に規定する条例又は前項に規定する措置について必要な助言又は勧告をすることができる。

⑤ 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

(都区協議会)

第二百八十二条の二 (略)

2 前条第一項又は第二項の規定により条例を制定する

第二百八十二条の二 (略)

② 前条第一項又は第二項の規定により条例を制定する

場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聽かなければならぬ。

3) (略)

(市に関する規定の適用)

第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編中市に関する規定は、特別区にこれをお用する。

2) 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第二百八十二条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するもの及び第二百八十二条の七第一項(同条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により特別区の区長又は委員会若しくは委員の権限に属する事務に関するものは、特別区にこれを適用する。

3) (略)

第二百八十五条 市町村及び特別区の事務又は市町村及び特別区の長若しくは委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する

場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見をきかなければならぬ。

③ (略)

第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除く外、第二編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

② 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第二百八十二条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するもの及び第二百八十二条の三第一項(同条第四項)において準用する場合を含む。)の規定により特別区の区長、委員会又は委員の権限に属する事務に関するものは、特別区にこれを適用する。

③ (略)

第二百八十五条 市町村の事務又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関し相互に関連す

し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げではない。

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

2 (略)

3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の長又は当該市町村若しくは特別区の長がその議会の同意を得て当該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

するものを共同処理するための市町村の一部事務組合については、市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

2 (略)

3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村の長又は当該市町村の長がその議会の同意を得て当該市町村の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

改正案現行

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、特別とん課与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、特別とん課与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに

めの財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施する必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならぬ。

2・3 (略)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一・四 (略)

五 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、狩獵者登録税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率

生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2・3 (略)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。但し、左に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一・四 (略)

五 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、狩獵者登録税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率

率以上である地方公共団体において、戦災復旧事業費及び学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するため必要とする経費を含む。）の財源とする場合

2 特別区が地方債をもつて前項第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とができる場合は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第十条の三 地方公共団体又は地方公共団体の機関が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係

率以上である地方公共団体において、戦災復旧事業費及び学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するため必要とする経費を含む。）の財源とする場合

2 特別区が地方債をもつて前項第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とができる場合は、東京都が地方債をもつてその財源とができる場合でなければなければならない。

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する絏費）

第十条の三 地方公共団体又は地方公共団体の機関が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係

る事務で、地方税法又は地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

一〇八（略）

る事務で、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）又は地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する左の各号の一に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

一〇八（略）

改
正
案

現
行

（ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付）

第一百三条 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に對し、自治省令で定めるところにより、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額を交付するものとする。

（都における目的税の特例）

第七百三十五条 都は、その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課すことができるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第五項及び第六項第一号に掲げる目的税を課すことができる。この場合においては、都を市（同条第五項に掲げる目的税については、指定

（ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付）

第一百三条 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額を交付するものとする。

（都における目的税の特例）

第七百三十五条 都は、その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課すことができるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第四項、第五項及び第六項第一号に掲げる目的税を課すことができる。この場合においては、都を市（同条第五項に掲げる目的税について

（都市等）とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。

（特別区における特例）

第七百三十六条（略）

2 第五条第五項の規定は、第一条第二項の規定にかかるわらず、特別区に準用しないものとする。

3（略）

（特別区における特例）

第七百三十六条（略）

2 第五条第四項及び第五項の規定は、第一条第二項の規定にかかるわらず、特別区に準用しないものとする。

3（略）

4 第一条第二項において準用する第五条第三項の規定によつて特別区が課する普通税の新設及び変更については、都の同意を得なければならない。

5 特別区たばこ税の賦課徴収は、第一条第二項において準用する第四百七十二条から第四百七十七条までの規定にかかるわらず、都が都たばこ税の賦課徴収の例により、都たばこ税の賦課徴収と併せて行うものとする。

6 都は、特別区たばこ税に係る地方団体の徴収金の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、これを当該特別区に払い込むものとする。

は、指定都市等）とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。

改
正
案

現
行

（特別区に関する特例）

第一百八条 都は、政令の定めるところにより、特別区の行う国民健康保険事業の運営（老人保健拠出金の納付の事業を含む。）につき、条例で、特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

（指定市町村に廃置分合があつた場合の特例）

第一百八条 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村についての第七十条及び第七十二条の三第一項の規定の適用に関する必要な事項は政令で定める。

（指定市町村に廃置分合があつた場合の特例）

第一百八条の二 第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村についての第七十条及び第七十二条の三第一項の規定の適用に関する必要な事項は政令で定める。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）

改 正 案

現 行

（特別区に関する特例）

第十七条 この法律中市に関する規定（第十一条の規定を除く。）は、特別区に適用する。この場合において、第六条第一項中「地方自治法第九十一条第一項」とあるのは「地方自治法第九十一条第一項及び第二百八十一條の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一條の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一條」と、「同条第五項及び第七条第一項中」「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一條の六」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）

改 正 案 現 行

（航空機燃料譲与税）

第一条（略）

2 前項の「空港関係市町村」とは、空港（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に空港を設置している市町村で、自治大臣が指定するものをいい、前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。

（航空機燃料譲与税）

第一条（略）

2 前項の「空港関係市町村」とは、空港（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）の所在する市町村（その区域外に空港を設置している市町村を含む。次条第一項第一号において同じ。）及びこれに隣接する市町村で、自治大臣が指定するものをいい、前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。

（空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準）

第二条 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額は、前条第一項の空港関係市町村（以下「空港関係市町村

（空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準）

第二条 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額は、前条第一項の空港関係市町村（以下「空港関係市町村

「 と い う。 ） に 対 し、 次 の 各 号 に 掲 げ る 市 町 村 の 区 分
に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 め る 着 陸 料 の 収 入 額 若 し く は 当
該 収 入 額 を あん 分 し た 額 又 は 世 蒂 数 に あん 分 し て 譲 与
す る も の と す る。

一 空 港 の 所 在 す る 市 町 村 （ そ の 区 域 外 に 空 港 を 設 置
し て い る 市 町 村 を 含 む。 ） 当 該 空 港 に お い て 収 納
さ れ る べ き 国 内 航 空 に 従 事 す る 航 空 機 に 係 る 着 陸 料
の 収 入 額 （ 一 の 空 港 に つ き 当 該 市 町 村 の 数 が 二 以 上
で あ る 場 合 に あ つ て は、 当 該 収 入 額 を、 空 港 の 面 積
、 空 港 に 係 る 施 設 の 所 在 の 状 況 そ の 他 の 事 情 を 参 酌
し て、 自 治 省 令 で 定 め る こ と ろ に よ り あん 分 し た 額
。 以 下 次 条 ま で に お い て 同 じ。 ）

二 航 空 機 の 騒 音 が 特 に 著 し い と 認 め ら れ る 空 港 で 政
令 で 定 め る も の に 係 る 市 町 村 当 該 空 港 に 係 る 航 空
機 の 騒 音 が 特 に 著 し い 地 区 と し て 自 治 省 令 で 定 め る
地 区 内 の 世 蒂 数

2 · 3 （ 略 ）

「 と い う。 ） に 対 し、 次 の 各 号 に 掲 げ る 市 町 村 の 区 分
に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 め る 着 陸 料 の 収 入 額 若 し く は 当
該 収 入 額 を あん 分 し た 額 又 は 世 蒂 数 に あん 分 し て 譲 与
す る も の と す る。

一 空 港 の 所 在 す る 市 町 村 当 該 空 港 に お い て 収 納 さ
れ る べ き 国 内 航 空 に 従 事 す る 航 空 機 に 係 る 着 陸 料 の
収 入 額 （ 一 の 空 港 に つ き 当 該 市 町 村 の 数 が 二 以 上 で
あ る 場 合 に あ つ て は、 当 該 収 入 額 を、 空 港 の 面 積
、 空 港 に 係 る 施 設 の 所 在 の 状 況 そ の 他 の 事 情 を 参 酌
し て、 自 治 省 令 で 定 め る こ と ろ に よ り あん 分 し た 額
。 以 下 次 条 ま で に お い て 同 じ。 ）

二 航 空 機 の 騒 音 が 特 に 著 し い と 認 め ら れ る 空 港 で 政
令 で 定 め る も の に 係 る 市 町 村 当 該 空 港 に 係 る 航 空
機 の 騒 音 が 特 に 著 し い 地 区 と し て 自 治 省 令 で 定 め る
地 区 内 の 世 蒂 数

2 · 3 （ 略 ）

（ 都 の 特 例 ）

与すべき航空機燃料譲与税は、空港が都の特別区の存する区域に所在している場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律中海港関係市町村に関する規定を適用する。

改 正 案

現 行

第十八条の二 この章の規定（前条の規定による処分に係る第二十一条第一項の規定を含む。）により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、保健所を設置する市又は特別区のうち政令で定める市又は特別区の長に委任することができる。

第十八条の二 この章の規定（前条の規定による処分に係る第二十一条第一項の規定を含む。）により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、保健所を設置する市のうち政令で定める市の市长に委任することができる。

2 前項の政令で定める市又は特別区の長は、同項に規定する事務に係る事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

2 前項の政令で定める市の市长は、同項に規定する事務に係る事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

改
正
案

現
行

（初任者研修）

第二十条の二　（略）

2　（略）

（初任者研修）

第二十条の二　（略）

2　（略）

3　任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。）の教育委員会。次条第一項において同じ。）は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

4　（略）

3　任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次条第一項において同じ。）は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）

改

正

案

現

行

（処罰の請求）

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。

一 (略)

（処罰の請求）

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。

一 (略)

二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会

二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（当該地方公共団体が特別区である場合には都の教育委員会）

三 (略)

2 (略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

改

正

案

現

行

第五十九条 削除

（都に関する特例）

第五十九条 都の特別区の教育委員会の所管に属する学校の教育職員の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱いに関する事務は、都の教育委員会が処理する。

2) 前項の規定により都の教育委員会がその事務として処理する事項のうち、第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされて いるものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）

改
正
案
現
行

（教科用図書の無償給付）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものをお除き、義務教育諸学校（国立の義務教育諸学校を除く。）の設置者に無償で給付するものとする。

（教科用図書の無償給付）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条から第十六条までの規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものをお除き、義務教育諸学校（国立の義務教育諸学校を除く。）の設置者に無償で給付するものとする。

（都に関する特例）

第八条 この章の規定の適用については、特別区の設置する義務教育諸学校は、都の設置する義務教育諸学校とみなす。

（都道府県の教育委員会の任務）

第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義

（都道府県の教育委員会の任務）

第十一条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。以下この章において同じ。）の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

第十五條 削除

（特別区に関する特例）

第十五條 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、特別区の区域又はその区域をあわせた地域に採択地区を設定しなければならない。

2) 第十二条第二項及び第三項の規定は、都の教育委員会が行なう前項の採択地区の設定又は変更について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは、「特別区」と読み替えるものとする。

3) 都の教育委員会は、特別区の存する区域については第一項の採択地区ごとに、当該採択地区内の特別区立の小学校及び中学校において使用する教科用図書と

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村（市町村の組合を含む。以下この章において同じ。）の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

して、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

第十三条第四項の規定は、前項の採択について準用

する。

改

正

案

現

行

(事務の委任等)

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長に委任することができる。

2
(略)

(事務の委任等)

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長に委任することができる。

2
(略)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

改
正

案

現
行

（都等の特例）

第八十七条の二（略）

2（略）

3 都知事は、第八十六条第一項の規定にかかわらず、
同項の事務を特別区の区長に委任することができる。

（都の特例）

第八十七条の二（略）

2（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

改

正

案

現

行

（特別区に関する特例）

第二十三条の三 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定（第五条第一項及び第五項並びに第六条から第六条の三までの一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。）並びに第十四条の三及び第十四条の五第三項の規定を除く。）中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

特定工場における公害防止組合整備に関する法律（昭和四十六年法律第二百七号）

改

正

案

現

行

（事務の委任）

第十四条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（政令で定める特別区の区長を含むものとし、第二条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。）に委任することができる。

（事務の委任）

第十四条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（第二条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長）に委任することができる。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

改

正

案

現

行

（事務の委任等）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の七第一項、第十四条の八第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長に委任することができる。

2 (略)

（事務の委任等）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の七第一項、第十四条の八第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長に委任することができます。

地方自治法の一一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十一号）

改

正

案

現

行

附 則

附 則

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定の適用については、別に法律で定める日までの間は、同条中「第五条第二項及び第五項並びに第六条から第六条の三まで（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。）」とあるのは、「第五条第五項」とする。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）

改

正

案

現

行

（定義）

第二条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

（定義）

第二条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）の規定による市町村長（特別区の存する区域にあつては、都知事）の許可を受け、又は市町村（特別区の存する区域にあつては、都）の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

（特別区に関する特例）

第十条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律（第二条を除く。）の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

淨化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

改
正
案
現
行

第五十五条 削除

（特別区に関する特例）

第五十五条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律（第二条第十二号及び第四十八条第三項を除く。）の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）

改 正 案 現 行

第十七条 削除

（特別区に関する読み替え）

第十七条 特別区の存する区域においては、第二条第四項第二号中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）

改 正 案 現 行

（事務の委任等）

第二十七条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条第一項及び第八項、第五条第一項、第九条第一項及び第三項、第二十三条並びに第二十四条に規定する事務を除く。）は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市（特別区を含む。以下同じ）の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で總理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

（事務の委任等）

第二十七条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条第一項及び第八項、第五条第一項、第九条第一項及び第三項、第二十三条並びに第二十四条に規定する事務を除く。）は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で總理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第八十四号）

改
正
案
現
行

附
則

（食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

附
則

（食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、化製場等に関する法律、狂犬病予防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び浄化槽法の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとすることは、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）

改

正

案

現

行

第四十一条 削除

（特別区に関する特例）
第四十一条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第八条関係）

改
正
案
現
行

（特別区の特例）

第二百六十六条　この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項（市町村の設置の告示）」とあるのは「第二百八十二条の四第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とする。

2
（略）

（特別区の特例）

第二百六十六条　この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。

2
（略）